

令和6年度アドベンチャートラベル推進事業  
アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコースを公募します

北海道観光機構（以下、「観光機構」という。）では、アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）の商品造成促進、誘客推進に向けて、観光機構ウェブサイトへの掲載コンテンツとして北海道のATモデルコースを造成することとし、下記のとおり募集いたします。

記

1 事業名

令和6年度アドベンチャートラベル推進事業  
アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業

2 事業目的

昨年9月に北海道でアドベンチャートラベルワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実施開催されたことを受けて、海外から北海道へのATにおける注目度が高まっている一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「商品不足」や「体験内容とツアーストーリーとの整合性について課題がある」との指摘があったことから、これらの視点を踏まえた上で、ツアー商品の磨き上げや、新たなツアー造成を進めることが求められている。

本事業では、北海道のATツアー商品を、海外ツアーオペレーターやメディアに向けて効果的に情報発信していくため、観光機構ウェブサイト掲載用のATのモデルコースを公募します。

なお、採択されたコースについては、ATWSやAdventure ELEVATE等のアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）主催イベントや各種旅行博等において、モデルコースとしてPRさせていただくほか、観光機構が実施する他事業等において国内外向けに情報発信（コース紹介）させていただきます。

3 参加表明

企画提出の意向がある場合は募集要綱（別添1）の8.（1）に示す内容をメールでお知らせください。  
※参加表明期限：令和6年12月25日（水）17：00

4 応募方法

募集要項をお読みいただき、期限迄に必要な書類をご提出下さい。また事業詳細に関する説明会は開催いたしません。事業全体に関する質問等については、6の問合せ先までご連絡下さい。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月22日（金）	公示
令和6年12月25日（水）17:00 必着	企画提案参加表明〆切
令和7年1月17日（金）17:00 必着	応募フォームの提出期限
令和7年1月中下旬	審査会（書類審査）
令和7年1月中下旬	採否通知

令和7年2月28日（金） 観光機構ウェブサイト掲載用のテキスト（英語及び日本語）、  
アイテナリー【旅程】（英語）、写真及び業務完了報告書等の提出期限

6 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 観光戦略部

担当：角 猛志

電話：070-8915-7152

E-mail：t\_sumi@visithkd.or.jp

令和6年度アドベンチャートラベル推進事業  
アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業  
募集要綱

公益社団法人 北海道観光機構

北海道観光機構（以下、「観光機構」という。）では、アドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）の商品造成促進、誘客推進に向けて、観光機構ウェブサイトへの掲載コンテンツとして北海道の AT モデルコースを造成することとし、下記のとおり募集いたします。

記

1. 目的

昨年9月に北海道でアドベンチャートラベルワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実施開催されたことを受けて、海外から北海道への AT における注目度が高まっている一方で、ATWS2023 参加者アンケートでは「商品不足」や「体験内容とツアーストーリーとの整合性について課題がある」との指摘があったことから、これらの視点を踏まえた上で、ツアー商品の磨き上げや、新たなツアー造成を進めることが求められている。

本事業では、北海道の AT ツアー商品を、海外ツアーオペレーターやメディアに向けて効果的に情報発信していくため、観光機構ウェブサイト掲載用の AT のモデルコースを公募します。

なお、採択されたコースについては、ATWS や Adventure ELEVATE 等のアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）主催イベントや各種旅行博等において、モデルコースとして PR させていただくほか、観光機構が実施する他事業等において国内外向けに情報発信（コース紹介）させていただきます。

2. 募集内容

ATTA が提唱する要件を取り入れた北海道内の AT 商品で、観光機構が実施する審査会において所定の基準を満たした 30 コース程度。ただし以下の要素を満たす商品を優先して採択いたします。

なお、優先採択とはなりません以下の要素を満たさない商品も応募可能です。

また、観光機構で実施した他事業（AT ハンズオン支援事業、地域間プラットフォーム構築に向けた AT 受入体制整備事業等）で造成したツアーも応募可能です。

- 北海道知事認定アドベンチャートラベルガイド同行コース：5 コース以上
- 日高山脈襟裳十勝国立公園を含むコース：5 コース以上
- 地域住民との交流（文化体験、農業体験、料理体験等）をメインとしたコース：5 コース以上
- DOA（Day of Adventure/日帰りツアー）レベルのコース：5 コース以上

※「令和3年～5年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」にて採択されたコースや PSA・DOA（ATWS2023 公式ツアー）に含まれるコンテンツや地域以外のコースが望ましいがその限りではない。採択コースは下記より参照可能

- <https://visit-hokkaido.jp/en/adventure-travel/traveltrade-press/courses/>（英語版）

- ・ <https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/>（日本語版）

### 3. 応募の資格要件

- (1) 別添 2「令和 6 年度アドベンチャートラベル推進事業アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業 募集要領」の内容を満たすコースを企画、催行できる者。但し、応募者がコースを自ら催行できない場合は、催行可能な旅行業法に基づく旅行者と共同して応募すること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

### 4. 業務委託金額（税込み）

1 モデルコースあたり 200,000 円

### 5. 選定のポイント

#### (1) ツアーの全体構成

##### ① コンセプト・ストーリーの整合性

明確なコンセプトに基づいたストーリーが設定されており、ストーリーに則った流れのある行程となっているか。

##### ② 環境への負荷

自然・文化及び生活環境などへの負荷を最小化するための配慮がなされており、その取組を旅行者に伝える工夫がなされているか。

##### ③ 地域経済への貢献

地元産品の活用及び地域の雇用創出など、地域経済への貢献が考慮されているか。

##### ④ 販売運営体制

AT ツアー商品として、継続的に顧客に提供できる体制が整っているか。

#### (2) コンテンツ

##### ① 体験・アクティビティ

体験・アクティビティを通じて北海道の自然や文化を深く体験することができ、参加者に新たな視点や価値観をもたらす（内面が変化する）内容となっているか。

##### ② ユニークさ

北海道の魅力を伝えられるような地域独自のユニークな体験となっているか。

##### ③ 挑戦的か

参加者の好奇心を喚起し、楽しさと新鮮な驚きを与えられ、達成感を得られるような内容となっているか。

#### (3) 安全性

##### ① 重要事項の説明

全体行程、内容、必要な携行品や装備及び免責事項など、顧客に説明しなければならない情報並びに事前に取得すべき顧客情報等が整備されているか。

##### ② リスクマネジメント・装備

事故対応や応急処置に関する十分な知識や技術があり、緊急事態が発生した際の必要な連絡先を熟知しているか。また、安全なツアー催行のため、適切なギアやウェアを用意しているか。

#### (4) 英語対応

企画立案（商談・営業）、旅行手配、旅行実施、アフターフォロー等にわたり、英語で顧客対応ができるか。

### 6. 応募書類

別添「応募フォーム」に必要事項を入力して提出すること。

## 7. 応募書類作成上の注意点

- (1) 応募書類はコース毎に作成すること。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。

## 8. 応募書類の提出

- (1) 参加表明 令和6年(2024年)12月25日(水) 17:00 必着  
特に様式はなく、メール本文で可 (E-mail:t\_sumi@visithkd.or.jp) とするが、以下①～⑥の内容を記載のこと。  
①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④担当者名 ⑤連絡用メールアドレス  
⑥応募予定のコース数
- (2) 提出期日  
令和7年(2025年)1月17日(金) 17:00 必着
- (3) 提出方法  
電子メールにより提出すること。なお、提出書類のファイル形式はMicrosoft word とする。  
公益社団法人 北海道観光機構 観光戦略部  
担当:角 猛志  
メールアドレス:t\_sumi@visithkd.or.jp  
※提出時のメール件名は「【応募】令和6年度AT推進事業ATウェブサイト掲載用モデルコース  
造成事業(応募者の名称)」とすること

## 9. 契約方法

公募型プロポーザル方式(書類審査)による随意契約とする。

## 10. 委託業務内容

- (1) 観光機構ウェブサイト掲載用のテキスト(英語及び日本語)及びアイテナリー【旅程】(英語)の作成  
\*採択者様にご提出頂く、以下入力用フォームは採択後にお送りさせていただきます。  
①テキスト(英語及び日本語)の入力用フォームのエクセル(予定)  
②アイテナリー【旅程】(英語)の入力用フォームのパワーポイント(予定)
- (2) 観光機構ウェブサイト掲載用の写真(4枚程度)の提供  
\*メイン画像は1枚(データ形式JPEG 目安として2~3MB 幅2000PX程度を推奨)  
サブ画像最低2枚(データ形式JPEG 目安として500KB~1MB 幅644px×高さ380pxを推奨)
- (3) 完了報告について  
造成した商品について業務完了報告書を作成すること  
(1)~(3)の詳細は採択後に通知

## 11. その他

- (1) 選定後に締結する契約内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (2) モデルルート掲載予定ウェブサイト  
・ <https://visit-hokkaido.jp/en/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (英語版)  
・ <https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (日本語版)
- (3) 採択されたコースについては、ATWSやAdventure ELEVATE等のATTA主催イベントや各種旅行博

等において、モデルコースとしてPRさせていただくほか、観光機構が実施する他事業等において国内外向けに情報発信（コース紹介）させていただきます。

12. 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月22日（金）	公示
令和6年12月25日（水）17:00 必着	企画提案参加表明〆切
令和7年1月17日（金）17:00 必着	応募フォームの提出期限
令和7年1月中下旬	審査会（書類審査）
令和7年1月中下旬	採否通知
令和7年2月28日（金）	観光機構ウェブサイト掲載用のテキスト（英語及び日本語）、 アイテナリー【旅程】（英語）、写真及び業務完了報告書等の提出期限

13. 応募及び問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構 観光戦略部  
担当：角 猛志  
電話：070-8915-7152  
E-mail：t\_sumi@visithkd.or.jp

令和 6 年度アドベンチャートラベル推進事業  
アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業  
募集要領

この要領は、「令和 6 年度アドベンチャートラベル推進事業アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業 募集要綱」に基づき、必要事項を定めたものです。次の内容に基づき、応募フォームを作成して提出してください。

なお、今年度から「地域住民との交流をメインとしたコース」や「DOA レベルのコース」でも応募が可能となっており、従来に比べて応募及び採択後の作業負担が軽減されましたので、この機会に沢山のご応募をお待ちしております。

## 1. 募集内容

ATTA が提唱する要件を取り入れた北海道内の AT 商品で、観光機構が実施する審査会において所定の基準を満たした 30 コース程度。ただし以下の要素を満たす商品を優先して採択いたします。

なお、優先採択とはなりません以下の要素を満たさない商品も応募可能です。

また、観光機構で実施した他事業（AT ハンズオン支援事業、地域間プラットフォーム構築に向けた AT 受入体制整備事業等）で造成したツアーも応募可能です。

- 北海道知事認定アドベンチャートラベルガイド同行コース：5 コース以上
- 日高山脈襟裳十勝国立公園を含むコース：5 コース以上
- 地域住民との交流（文化体験、農業体験、料理体験等）をメインとしたコース：5 コース以上
- DOA（Day of Adventure/日帰りツアー）レベルのコース：5 コース以上

※「令和 3 年～5 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」にて採択されたコースや PSA・DOA（ATWS2023 公式ツアー）に含まれるコンテンツや地域以外のコースが望ましいがその限りではない。採択コースは下記より参照可能

- ・ <https://visit-hokkaido.jp/en/adventure-travel/traveltrade-press/courses/>（英語版）
- ・ <https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/>（日本語版）

## 2. 記載事項

別添の応募フォームにより、以下の項目について記載すること。

### 【ツアー概要】

項目	内容
コース名	メインアクティビティと場所がわかる名称を記載
ストーリー	コースにおける地域ならではのストーリーを記載
メインアクティビティ	ATTA の定義するアクティビティ及び行程の難易度を記載
難易度	(注 1 及び注 2 を参照)
ハイライト	コースにおいて参加者を昂揚させるポイントを記載

項目	内容
1 応募者	

2 連携事業者	応募者名、代表者名、旅行業の種別、担当者連絡先について記載
3 共同事業者	
4 実施期間	旅行実施が可能な期間を記載
5 催行地域	北海道内に限る
6 催行人員	最少催行人員、最大定員を記載
7 旅行代金	以下の費用を含む、北海道到着時から、北海道出発時までの費用および旅行取扱料金を試算し、旅行代金を設定すること。欧米豪エージェンツ等に提示する金額とする。 ① ガイド、添乗員費 ② 宿泊費 ③ 食事代 ④ 交通費 ⑤ 施設への入場料等 ⑥ アクティビティ・体験費用 ⑦ 専用ギア・用具のレンタル料 ⑧ 保険料 ⑨ 旅行取扱料金
8 行程表	アクティビティを担当する事業者やガイド名、食事における特別食への対応可否等について、できる限り記載してください。既存のデジタルブローシャ等がある場合には、それらの提出に替えることも可能です。
9 ツアー構成	(以下、要綱記載の選定ポイントと対応)
(1) ストーリー	① コンセプト・ストーリーの整合性
(2) ハイライト	明確なコンセプトに基づいたストーリーが設定されており、ストーリーに則った流れのある行程となっているか。
(3) サステナビリティ	① 環境への負荷 自然・文化及び生活環境などへの負荷を最小化するための配慮がなされており、その取組を旅行者に伝える工夫がなされているか。 ② 地域経済への貢献 地元製品の活用及び地域の雇用創出など、地域経済への貢献が考慮されているか。 ③ 販売運営体制 ツアー商品として、継続的に顧客に提供できる体制が整っているか。
(4) コンテンツ	① 体験・アクティビティ 体験・アクティビティを通じて北海道の自然や文化を深く体験することができ、参加者に新たな視点や価値観をもたらす(内面が変化する)内容となっているか。 ② ユニークさ 北海道の魅力を伝えられるような地域独自のユニークな体験となっているか。 ③ 挑戦的か 参加者の好奇心を喚起し、楽しさと新鮮な驚きを与えられ、達成感を得られるような内容となっているか。
(5) 安全性	① 重要事項の説明 全体行程、内容、必要な携行品や装備及び免責事項など、顧客に説明しなければならない情報並びに事前に取得すべき顧客情報等が整備さ

	<p>れているか。</p> <p>②リスクマネジメント・装備</p> <p>事故対応や応急処置に関する十分な知識や技術があり、緊急事態が発生した際の必要な連絡先を熟知しているか。また、安全なツアー催行のため、適切なギアやウェアを用意しているか。</p>
(6) 英語対応	<p>企画立案（商談・営業）、旅行手配、旅行実施、アフターフォロー等にわたり、英語で顧客対応ができるか。</p>

注1：行程の難易度

- 1：Relaxed/Social（緩やか：文化体験、軽いアクティビティ、野生動物観察）
- 2：Easy active（初級：1日あたり2～4時間の簡単な身体的活動）
- 3：Moderate（中級：ある程度の体力が必要、1日あたり約4～6時間の身体的活動）
- 4：Vigorous（活発：1日あたり5～8時間の身体的活動、それに見合う体力と経験が必要）
- 5：Challenging（挑戦的：最大8時間以上の身体的活動、それに見合う体力と経験が必須）

注2：アクティビティについて

ATTAが定義するアドベンチャートラベルにおけるアクティビティ

(ソフト) Archeological expedition, Backpacking, Birdwatching, Camping, Canoeing, Eco-tourism, Educational programs, Environmentally sustainable activities, Fishing/fly-fishing, Hiking, Horseback riding, Hunting, Kayaking/sea/whitewater, Orienteering, Rafting, Research expeditions, Safaris, Sailing, Scuba Diving, Snorkeling, Skiing/snowboarding, Surfing, Volunteer Tourism

(ハード) Caving, Climbing(mountain/rock/ice), Trekking

(その他) Attending local Festival, Cruise, Cultural activities, Getting to know the locals, Learning a new language, Walking tours, Visiting friends/family, Visiting historical sites

3 採択後に必要な事項（業務委託内容）

- (1) 観光機構ウェブサイト掲載用のテキスト（英語及び日本語）及びアイテナリー【旅程】（英語）の作成
- (2) 観光機構ウェブサイト掲載用の写真（4枚程度）の提供
  - \*メイン画像は1枚（データ形式 JPEG 目安として2～3MB 幅2000PX程度を推奨）
  - サブ画像最低2枚（データ形式 JPEG 目安として500KB～1MB 幅644px×高さ380pxを推奨）
- (3) 完了報告について

作成した商品について業務完了報告書を作成すること

（（1）～（3）の詳細は採択後に通知）

以上

## 委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

#### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

#### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

#### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

#### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

#### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります。また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

#### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

#### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

#### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類